

別紙様式第 10-2

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(税別)	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
本館屋上防水 外壁タイル打診調査	業務部 総務管理課 大阪市天王寺区筆ヶ崎町 5-30	令和 4 年 6 月 22 日	(株)大林組 大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 32 号	5,900,000 円	契約業者は当該建物の元施工業者であり、適切な施工を行うための資材・技術・知識を唯一有しているため。日本赤十字社会計規則第 36 条第 4 項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による。	
ファンコイルユニット 冷温水モーターバルブ交換工事	業務部 総務管理課 大阪市天王寺区筆ヶ崎町 5-30	令和 4 年 7 月 1 日	(株)大気社 大阪市北区堂島浜 1 丁目 2 番 1 号	14,860,000 円	契約業者は各空調の保守業者であり、適切に整備を行うために必要な知識・技術を唯一有しているため。日本赤十字社会計規則第 36 条第 4 項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による。	
建築設備定期検査 報告業務	業務部 総務管理課 大阪市天王寺区筆ヶ崎町 5-30	令和 4 年 7 月 14 日	明和電気防災 設備(株) 大阪府八尾市佐堂町 1 丁目 1 番 4 号	3,710,000 円	契約業者は検査の実施から当局への報告までの一連の業務を一括で行うのに必要な資格・人員・知識を備えており、且つ医療施設における業務実績も豊富であり、当事業を迅速且つ適切に実施することができる業者であるため。日本赤十字社会計規則第 36 条第 4 項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による。	

東館地下1階 倉庫1 ファンコイルユニ ット取替工事	業務部 総務管理課 大阪市天王寺区 筆ヶ崎町 5-30	令和4年7月27日	(株)大気社 大阪市北区堂島 浜1丁目2番1 号	1,250,000 円	契約業者は各空調の保守業者であり、適切に整備を行うために必要な知識・技術を唯一有しているため。日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による。	
-------------------------------------	--------------------------------------	-----------	-----------------------------------	-------------	--	--

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

別紙様式第10-2

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部署の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額（税別）	随意契約によることとした理由	その他必要な事項（備考）
オリンパス内視鏡システムの症例単価払い契約	経理部管財課 大阪市天王寺区筆ヶ崎町5-30	令和4年6月27日	ティーメディクス(株) 東京都新宿区西新宿2-3-1	9,286,200	VPP症例単価プログラムを提供する唯一の会社であるため。日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定に該当するので随意契約とする。	
FortiGateシステム 一式	経理部管財課 大阪市天王寺区筆ヶ崎町5-30	令和4年7月1日	株式会社近畿情報産業 大阪市西区北堀1-1-27	10,940,000	当院のUTMシステムのベンダーであり、当該ネットワーク環境の詳細な情報について熟知・精通しており、システムを安全・確実にサポートできる唯一の業者であるため。日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定に該当するので随意契約とする。	
手動式温冷配膳車32膳×12台	経理部管財課 大阪市天王寺区筆ヶ崎町5-30	令和4年7月28日	株式会社アイエス 京都府相楽群精華町精華台7-4-3	17,400,000	当該機器の製造販売業元であり、当院仕様にカスタマイズした製品を最も適切に製造販売できる企業である。日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定に該当するので随意契約とする。	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

別紙様式第 10－ 2

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随 意 契 約 を 締 結 し た 日	随意契約の相手 方の氏名及び住 所	随意契約に係る 契約金額（税別）	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 （ 備 考 ）
外構修繕工事	業務部 総務管理課 大阪市天王寺区筆 ヶ崎町 5-30	令和 4 年 9 月 5 日	菱和建设株 大阪市西区江戸 堀 2 - 3 - 6	2,200,000 円	工事金額が 250 万円以下であるため。日本赤十字社会計規則第 36 条第 5 項「契約にかかる予定価格が少額である場合、社長が別に定めるところにより随意契約によることができる」の規定による。	
減速機入替工事	業務部 総務管理課 大阪市天王寺区筆 ヶ崎町 5-30	令和 4 年 9 月 9 日	サノヤス・エン テック（株） 大阪市中央区日 本橋 1-17-17	2,100,000 円	契約業者は当該機械のメーカー・保守業者であり、適切に整備を行うために必要な知識・技術を唯一有しているため。日本赤十字社会計規則第 36 条第 4 項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による。	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

別紙様式第 10-2

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額（税別）	随意契約によることとした理由	その他必要な事項（備考）
本館地下 1 階貯湯槽加熱コイル交換工事	経理部 施設課 大阪市天王寺区筆ヶ崎町 5-30	令和 4 年 10 月 25 日	ダイダンサービス関西(株) 大阪市浪速区難波中 2-10-70	1,900,000 円	契約業者は衛生設備の元施工業者及び保守業者であり、適切な整備を行うための必要な知識・技術・人員を有する唯一の業者であるため。 【日本赤十字社会計規則第 36 条第 4 項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による】	
冷却塔回収作業(下部水槽内落とし込み樹脂加工)	経理部 施設課 大阪市天王寺区筆ヶ崎町 5-30	令和 4 年 11 月 10 日	荏原冷熱システム (株) 大阪市西淀川区佃 4-7-3	48,000,000 円	契約業者は冷却塔の製造メーカーであり、適切な整備を行うための必要な知識・技術・人員を有する唯一の業者であるため。 【日本赤十字社会計規則第 36 条第 4 項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による】	
東館地下 1 階機械室熱交換器バタ弁取替工事	経理部 施設課 大阪市天王寺区筆ヶ崎町 5-30	令和 4 年 11 月 1 日	(株)大気社 大阪市北区堂島浜 1-2-1	2,700,000 円	契約業者は熱交換器の保守業者であり、適切な整備を行うための必要な知識・技術・人員を有する唯一の業者であるため。 【日本赤十字社会計規則第 36 条第 4 項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による】	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

別紙様式第11

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随 意 契 約 を 締 結 し た 日	随意契約の相手方 の氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額（税別）	随 意 契 約 に よ る こ と と し た 理 由	その他必要な事項 （ 備 考 ）
一般撮影装置 修理	経理部管財課 大阪市天王寺区筆 ヶ崎町5-30	令和4年10月11日	島津メディカルシ ステムズ株式会社 大阪市城東区森之 宮1-6-111	1,950,000	契約業者は当該備品の製造 業者であり当該業務に必要 な能力及び経験があり、迅速 かつ適正に対応できる契約 業者であることから、日本赤 十字社会計規則第36条第4 項の「契約の性質又は目的が 競争を許さない契約」に該当 するため。	
X線TV装置 修理	経理部管財課 大阪市天王寺区筆 ヶ崎町5-30	令和4年11月22日	富士フイルムヘル スケアシステムズ 株式会社 大阪市港区弁天1 -2-1 大阪ベ イタワーオフィス 13階	3,100,000	契約業者は当該備品の製造 業者であり当該業務に必要 な能力及び経験があり、迅速 かつ適正に対応できる契約 業者であることから、日本赤 十字社会計規則第36条第4 項の「契約の性質又は目的が 競争を許さない契約」に該当 するため。	
救急X線CT装置 AquilionONE にか かる保守	経理部管財課 大阪市天王寺区筆 ヶ崎町5-30	令和4年11月30日	キャノンメディカ ルシステムズ(株) 関西支社 大阪支 店 大阪府大阪市北区 大淀中1-1-30	23,532,000	契約業者は当該機器の製造 業者であることから、当該機 器に関しては最も熟知して います。また、保守等の実績 並びに信頼性があることか ら、契約の性質又は目的が競 争を許さない場合に該当す るため、日本赤十字社会計規 則第36条第4項に定める「契 約の性質又は目的が競争を 許さない契約」に該当するの で随意契約とする。	

検査部ネットワーク機器更新	経理部管財課 大阪市天王寺区筆ヶ崎町5-30	令和4年12月5日	富士通 Japan 株式会社 大阪府大阪市北区中之島2-2-2	2,832,000	電子カルテシステムのネットワーク機器の更新であり、当院の電子カルテベンダーである契約業者が唯一機器を安全・確実に導入できる業者であり、日本赤十字社会計規則第36条第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない契約」に該当するため。
超音波気管支ビデオスコープ 修理	経理部管財課 大阪市天王寺区筆ヶ崎町5-30	令和4年12月16日	オリンパスマーケティング(株) 東京都新宿区西新宿2-3-1 新宿モノリス	1,453,270	契約業者は当該備品の製造業者であり当該業務に必要な能力及び経験があり、迅速かつ適正に対応できる契約業者であることから、日本赤十字社会計規則第36条第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない契約」に該当するため。

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

別紙様式第 10-2

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額（税別）	随意契約によることとした理由	その他必要な事項（備考）
本館地下1階貯湯槽加熱コイル交換工事	経理部 施設課 大阪市天王寺区筆ヶ崎町 5-30	令和4年10月25日	ダイダンサービス 関西(株) 大阪市浪速区難波中 2-10-70	1,900,000 円	契約業者は衛生設備の元施工業者及び保守業者であり、適切な整備を行うための必要な知識・技術・人員を有する唯一の業者であるため。 【日本赤十字社会計規則第 36 条第 4 項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による】	
冷却塔回収作業（下部水槽内落とし込み樹脂加工）	経理部 施設課 大阪市天王寺区筆ヶ崎町 5-30	令和4年11月10日	荏原冷熱システム（株） 大阪市西淀川区佃 4-7-3	48,000,000 円	契約業者は冷却塔の製造メーカーであり、適切な整備を行うための必要な知識・技術・人員を有する唯一の業者であるため。 【日本赤十字社会計規則第 36 条第 4 項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による】	
東館地下1階機械室熱交換器バタ弁取替工事	経理部 施設課 大阪市天王寺区筆ヶ崎町 5-30	令和4年11月1日	(株)大気社 大阪市北区堂島浜 1-2-1	2,700,000 円	契約業者は熱交換器の保守業者であり、適切な整備を行うための必要な知識・技術・人員を有する唯一の業者であるため。 【日本赤十字社会計規則第 36 条第 4 項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による】	
非常用発電機法定点検	経理部施設課 大阪市天王寺区筆ヶ崎町 5-30	令和4年11月15日	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 大阪市北区堂島 2-2-2	2,900,000 円	契約業者はメーカー直系の保守業者であり、適切な整備を行うための必要な知識・技術・人員を有する唯一の業者であるため。 【日本赤十字社会計規則第 36 条第 4 項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による】	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。